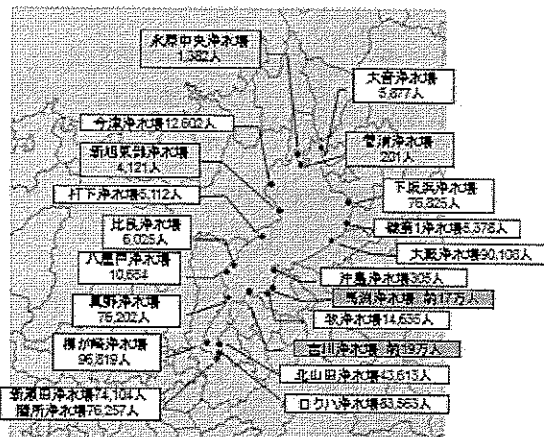


環境試料候補 (緊急時)							UPZ区分	備考
調査対象				測定項目	採取地点			
試料区分	試料名	部位	採取量					
水産物  ※陸上養殖を除き、漁業者の漁獲物を試料に用いることを想定しているため、状況によっては、試料の入手が困難となることがあり得ることに留意。	琵琶湖 (アユ、ビワマス、ホンモロコ、ニゴロブナ、ギンブナ、イサザ、オオクチバス、ブルーギル、スジエビ、セタシジミ等)	全体 (ビワマス等筋肉部のみ食べる魚は筋肉)	3kg	ガンマ線放出核種	長浜市地先琵琶湖	—	朝日漁協、西浅井漁協エリ (小型定置網) 漁業、刺網漁業、沖びき網漁業、貝びき網漁業 7月 : 11~8月 ビワマス : 12~9月 ※沖びき網および貝びき網は5~7月の間操業禁止	
					高島市地先琵琶湖	—	海津漁協、百瀬漁協、浜分漁協、湖西漁協エリ (小型定置網) 漁業、刺網漁業、沖びき網漁業、貝びき網漁業 7月 : 11~8月 ビワマス : 12~9月 ※沖びき網および貝びき網は5~7月の間操業禁止	
	湖沼 (ワカサギ、コイ、フナ、モロコ、ウナギ)	全体 (コイ、フナの大型魚とウナギは筋肉)	3kg		余呉湖	UPZ30km内	余呉湖漁協 共同漁業権	
	養殖魚 (イワナ)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		長浜市余呉町柳ヶ瀬	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚 (アユ)	全体	3kg		長浜市菅浦地先琵琶湖	—	西浅井漁協 区画漁業権 6~9月	
	養殖魚 (イワナ)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		高島市マキノ町海津	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚 (コイ、フナ、ビワマス)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		高島市マキノ町知内	UPZ30km内	陸上養殖	
	養殖魚 (イワナ)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		高島市朽木宮前坊	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚 (アマゴ、イワナ)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		高島市朽木小川	—	陸上養殖	
	養殖魚 (ホンモロコ)	全体	3kg		高島市新旭町饗庭	県版UPZ内	陸上養殖 (水田) 4~12月頃	
	養殖魚 (アユ)	全体	3kg		高島市新旭町藁園	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚 (アユ、アマゴ、イワナ、ニジマス)	全体 (大型魚は筋肉)	3kg		高島市安曇川西万木	県版UPZ内	陸上養殖	
	養殖魚 (ホンモロコ)	全体	3kg		高島市鴨	県版UPZ内	陸上養殖 4~12月頃	
	河川 (アユ、ニジマス、アマゴ)	全体 (マス類の大型魚は筋肉)	3kg		高時川、杉野川	UPZ30km内 県版UPZ内	高時川漁協 共同漁業権 7月 : 7~9月 ニジマス・アマゴ : 3~9月	
	河川 (アユ、アマゴ、イワナ、ウナギ)	全体 (マス類の大型魚およびウナギは筋肉)	3kg		杉野川	UPZ30km内 県版UPZ内	杉野川漁協 共同漁業権 7月 : 7~9月 アマゴ・イワナ : 3~9月 ウナギ : 解禁日~9月	

環境試料候補（緊急時）							UPZ区分	備考
調査対象				測定項目	採取地点			
試料区分	試料名	部位	採取量					
水産物	河川（アユ、アマゴ、イワナ、ウナギ）	全体（マス類の大型魚およびウナギは筋肉）	3kg	ガンマ線放出核種	丹生川	UPZ30km内	丹生川漁協 共同漁業権 アユ : 7~9月 アマゴ・イワナ : 3~9月 ウナギ : 解禁日~9月	
	河川（アユ、マス、ハス、ウグイ）	全体（マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉）	3kg		長浜市西浅井町塩津浜地先塩津大川	UPZ30km内	西浅井漁協 共同漁業権（やな四手網漁業） 3~8月	
	河川（アユ、アマゴ、ウナギ）	全体（マス類の大型魚およびウナギは筋肉）	3kg		石田川	県版UPZ内	三谷漁協 共同漁業権 アユ : 7~9月 アマゴ : 3~9月 ウナギ : 解禁日~9月	
	河川（アマゴ）	全体（大型魚は筋肉）	3kg		寒風川	県版UPZ内	三谷漁協 共同漁業権 3~9月	
	河川（アユ、ニジマス、アマゴ、イワナ）	全体（マス類の大型魚は筋肉）	3kg		鴨川	県版UPZ内	高島鴨川漁協 共同漁業権 アユ : 7~9月 アマゴ・イワナ・ニジマス : 4~9月	
	河川（アユ）	全体	3kg		安曇川	県版UPZ内	廣瀬漁協 共同漁業権 6~9月	
	河川（アユ、アマゴ、イワナ）	全体（マス類の大型魚は筋肉）	3kg		安曇川	県版UPZ内	朽木漁協 共同漁業権 アユ : 6~9月 アマゴ・イワナ : 3~9月	
	河川（アユ、アマゴ、イワナ）	全体（マス類の大型魚は筋肉）	3kg		針畑川	UPZ30km内	朽木漁協 共同漁業権 アユ : 6~9月 アマゴ・イワナ : 3~9月	
	河川（アユ、マス、ハス、ウグイ）	全体（マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉）	3kg		高島市マキノ町知内内川	UPZ30km内	百瀬漁協 共同漁業権（やな四手網漁業） 3~8月	
	河川（アユ、マス、ハス、ウグイ）	全体（マス、ハス、ウグイの大型魚は筋肉）	3kg		高島市今津町浜分地先石田川	県版UPZ内	浜分漁協 共同漁業権（やな四手網漁業） 3~8月	
林産物	生しいたけ	全量	3kg	ガンマ線放出核種	マキノ南小学校区	UPZ30km内	・原木栽培	
		全量	3kg		今津西小学校	UPZ30km内	・菌床栽培	
		全量	3kg		杉野小学校区	UPZ30km内	・菌床栽培	
大気浮遊じん				ガンマ線放出核種	大津市（衛生科学センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。	
降下物				ガンマ線放出核種	大津市（衛生科学センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。	

環境試料候補（緊急時）					UPZ区分	備考	
調査対象				測定項目			採取地点
試料区分	試料名	部位	採取量				
陸土	土壌	0-5cm 5-20cm	4kg	ガンマ線 放出核種	野洲市（希望ヶ丘）	—	※水準調査
陸水	水道浄水	4 L		ガンマ線 放出核種	県内各浄水場	UPZ30km内 県版UPZ内 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者に検査を指示</li> <li>水道事業者において検査の実施が困難な場合は、県緊急時モニタリング本部分析班において検査を実施</li> <li>原則NaIシンチレーション*外ロータを用い、基準超過のおそれがある場合に、ゲルマニウム半導体検出器により測定</li> </ul>
	水道原水	4 L			県内各浄水場の着水井、取水口	UPZ30km内 県版UPZ内 —	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水汚染の状況を把握する必要がある場合に実施</li> </ul>
	上水・蛇口水	4 L			大津市（衛生科学センター）	—	※平常時において、水準調査の対象となっている。

### 琵琶湖取水浄水場21カ所の取水地点



上水道事業
  用水供給事業
  簡易水道事業（平成28年3月末時点）

※数字は給水人口

### 県内水道事業者の取水状況

県内水道事業者一覧	琵琶湖水取水 浄水場数	表流水等取水 浄水場数	井戸水の取水 浄水場数	県企業庁からの 水道用水供給
1 大津市企業局	5	2	0	無し
2 彦根市	1	0	2	無し
3 彦根市	3	0	5	無し
4 彦根水産企業団	1	1	11	無し
5 彦根八幡市	2	0	2	受水有り
6 彦根市	2	0	0	受水有り
7 守山市	0	0	2	受水有り
8 守山市	0	1	3	受水有り
9 守山市	0	6	8	受水有り
10 彦根市	6	0	3	受水有り
11 彦根市	0	1	1	受水有り
12 彦根市	3	13	22	無し
13 彦根市	0	4	2	受水有り
14 彦根市	1	3	4	無し
15 日野町	0	1	0	受水有り
16 彦根市	0	0	0	企業受水
17 彦根市	0	0	2	無し
18 彦根市	0	0	1	無し
19 彦根市	0	3	2	無し
20 彦根市企業局組合	0	0	2	無し
21 彦根市企業局	2	1	0	—
合計	21	31	73	10市町受水

※表流水等には、河川水、河川伏流水、湧水を含む (平成27年2月末時点)

《中長期における対応を検討》

環境試料候補（緊急時）						
調査対象				測定項目	採取地点	UPZ区分
試料区分	試料名	部位	採取量			
陸土	琵琶湖底質	底質	約4kg	ガンマ線放出 核種	南湖唐崎沖中央	—
	河川底質	底質	約4kg		安曇川（常安橋）	—
陸水	琵琶湖水	表層水	42L		北湖今津沖中央	—
		表層水	42L		南湖唐崎沖中央	—
	河川水	表層水	42L		安曇川（常安橋）	—

(2) 緊急時モニタリング結果の集約

- 緊急時モニタリングの実測値を迅速かつ一元的に把握するため、モニタリング情報共有システムを整備し、活用する。

(3) 緊急時モニタリング結果の取扱い

ア EMC設置前【警戒事態】

- 固定観測局（原子力防災用）による空間線量率の測定結果は、県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じ、10分値をリアルタイムで公表するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいても公表される。
- 固定観測局（水準調査用）による空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会ホームページを通じ、10分値がリアルタイムで公表される。
- 可搬型モニタリングポストによる空間線量率の測定結果について、県ホームページを通じ、リアルタイムで公表する。
- モニタリング車およびサーベイメータ等による連続測定以外の空間線量率の測定結果については、企画調整班で整理の上、県ホームページを通じ公表する。
- また、状況に応じ、随時、企画調整班において報道機関向け提供資料を作成し、災害警戒本部事務室および広報課を通じて県政記者クラブへ資料提供を行う。

イ EMC設置後【施設敷地緊急事態以降】

- 固定観測局（原子力防災用）による空間線量率の測定結果は、県ホームページ、BBCびわ湖放送データ放送を通じ、10分値をリアルタイムで公表するとともに、原子力規制委員会ホームページにおいても公表される。
- 固定観測局（水準調査用）による空間線量率の測定結果は、原子力規制委員会ホームページを通じ、10分値がリアルタイムで公表される。
- 可搬型モニタリングポストによる空間線量率の測定結果について、県ホームページを通じ、リアルタイムで公表する。
- 上記の連続測定以外の空間線量率の測定結果および環境試料の分析結果については、国において妥当性の評価がなされ、その後に公表されることとなっている。

- 国による妥当性評価後の測定結果については、EMCと調整をした上で、県ホームページを通じ公表する。
- また、状況に応じ、随時、企画調整班においてEMCと調整の上、報道機関向け提供資料を作成し、災害対策本部事務局および広報班を通じて県政記者クラブへ資料提供を行う。

#### (4) 被ばく管理および汚染管理

##### ア 被ばく管理方法

- 屋外でモニタリング活動を行う要員は、個人被ばく線量計を携行するものとする（原則、同様の活動を行う2人につき1台）。活動終了後、帰還時に指示値を確認し、所定の様式に記録する。
- 各班長は、記録様式を企画調整班へ提出し、企画調整班において記録を取りまとめ、被ばく管理を行う。
- また、屋外でのモニタリング活動終了後、帰還時に、GM管式サーベイメータにより活動要員および使用資機材の汚染検査を実施し、その結果を所定様式に記録する。
- 各班長は、記録様式を企画調整班へ提出し、企画調整班において記録を取りまとめ、汚染管理を行う。

##### イ 被ばく管理基準

放射線防護の観点から、緊急時モニタリング要員の活動期間中の外部被ばく線量の上限等を次のとおりとする。

ただし、国から別に示された場合は、この限りでない。

- ① 緊急時モニタリング要員の活動期間中の累計線量限度は、50mSvを上限とする。
- ② 活動開始に当たり、前日までの累計線量が40mSvに達している要員については、それ以上緊急時モニタリング活動に従事させないものとする。
- ③ 緊急時モニタリング活動中に、活動地域（原則小学校区）に設置する固定観測局または可搬型モニタリングポストによる空間放射線量率の測定値が $500\mu\text{Sv/h}$ （OIL1基準値）を超過した場合には、速やかに活動を中止するものとする。

##### ウ 被ばく防止対策

###### (ア) 防護服および防護マスク（全面マスク）の着用または携行

- 原子力施設外部への放射性物質の放出が確認されている場合、または放射性物質による汚染がある場所において活動を行う要員は、防護服および防護マスク（全面マスク）を着用の上、出勤するものとする。  
※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で着用し、出勤するものとする。
- 原子力施設外部への放射性物質の放出のおそれがある場合、または放射性物質による汚染のおそれがある場所において活動を行う要員は、防護服セットおよび防護マスク（全面マスク）を携行し、出勤するものとする。  
※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で携行し、出勤するものとする。

(4) 安定ヨウ素剤の携行および服用

- 放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員は、安定ヨウ素剤を携行し、出勤するものとする。
- ※ 企画調整班は、「実施指示書」においてもその旨を明記するものとするが、万一指示が徹底されない場合には、各班長は企画調整班に確認するとともに、班長または要員の判断で携行し、出勤するものとする。
- なお、服用については、国の指示を受けて、企画調整班から指示するものとする。

エ 機器の汚染防止対策

- 使用する機器について、表面汚染を防止するため、ビニール袋に入れるなど、必ず養生を行うものとする。
  - ・ 個人被ばく線量計
  - ・ サーベイメータ

※「継続課題」として

緊急時モニタリング活動に使用した車両について、汚染拡大防止の観点からスクリーニングが必要であるが、場所や方法等について確立ができていない。今後の国における検討状況等を踏まえ、継続的に検討し、整理していくものとする。

(5) 緊急時モニタリング実施の流れ（実務遂行マニュアル）

- 緊急時モニタリング計画に則り、具体的な活動内容を整理している。  
各要員は、本実施要領記載の活動内容を基本としつつ、状況に応じた適時適切な活動を行うこと。
- 各要員が自らが所属する担当（班）の職務を把握できるよう、各担当（班）別に具体的な活動内容を整理している。  
具体的な活動内容を「事態発生前」および「情報収集事態【フェーズ1】」「警戒事態【フェーズ2】」「施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「全面緊急事態【フェーズ4】」の4段階の緊急事態区分ごとに、「○企画調整、結果集約・公表」「◎空間線量率測定」「□積算線量測定」「☆大気中放射性ヨウ素濃度測定」「◇環境試料中放射性物質濃度測定」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示している。

※ 施設敷地緊急事態以降実施する緊急時モニタリングに迅速かつ的確に移行できるよう、警戒事態までの活動内容についても併せて整理している。

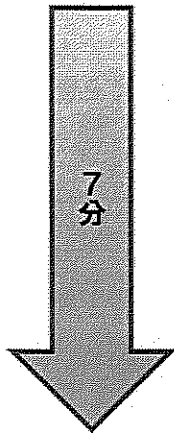
緊急事態区分	発生前	情報収集事態	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
モニタリング概要	平常時モニタリング	平常時モニタリングの継続	平常時モニタリングの強化	緊急時モニタリング		
活動項目	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中濃度 ◇ 環境試料中濃度	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中濃度 ◇ 環境試料中濃度	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中濃度 ◇ 環境試料中濃度	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中濃度 ◇ 環境試料中濃度	○ 企画調整・公表 ◎ 空間線量率 □ 積算線量 ☆ 大気中濃度 ◇ 環境試料中濃度
■ 宿日直者		○	○	○	○	
■ 防災危機管理局原子力防災室	○ ◎	○ ◎ □	○	○	○	
■ 広報課（災害対策本部広報班）		○	○	○	○	
■ 防災危機管理局2号体制班						
総務・広報班		○				
情報・連絡調整班		◎ □				
■ 県緊急時モニタリング本部						
企画調整班			○	○	○	
大気班			◎ □	◎ □	◎ □ ☆	
琵琶湖水班						◇
飲料水班						◇
農作物班						◇
畜産物班						◇
水産物班						◇
林産物班						◇
分析班						◇
EMC派遣職員						
企画調整グループ				○	○	

<活動概要>

【参考】	事態の進展	県の活動	(国) 対策拠点 (オフサイトセンター) の活動
------	-------	------	--------------------------

<福島第一原発事故の状況>

3月11日  
14:46 地震発生  
  
15:35 津波到達



15:42 10条通報 (全交流電源喪失)

16:45 15条該当事象発生報告 (非常用炉心冷却装置注水不能)

19:03 原子力緊急事態宣言

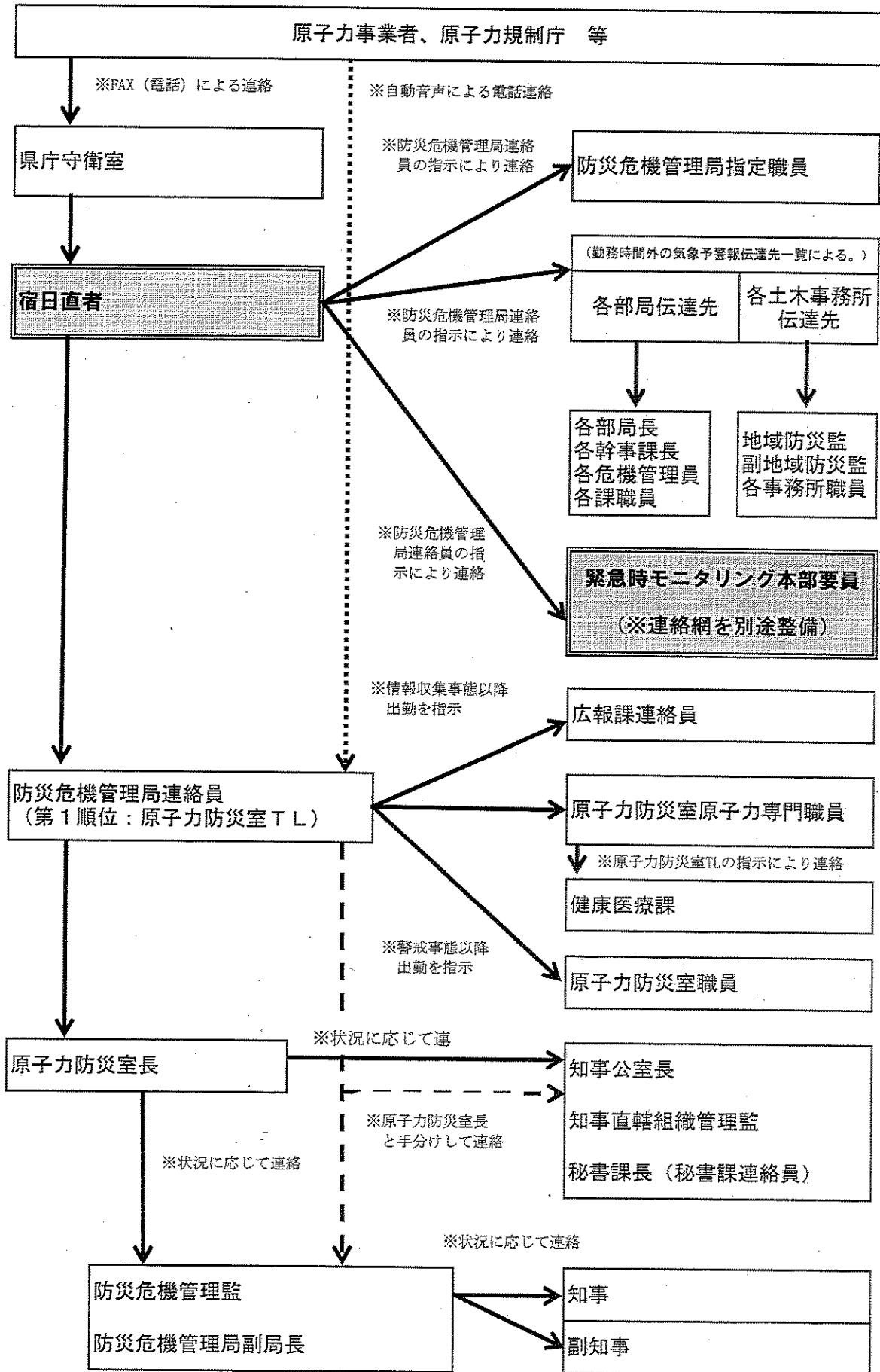
21:23 3km圏内避難、10km圏内屋内避難

3月12日  
5:44 10km圏内避難  
18:25 20km圏内避難

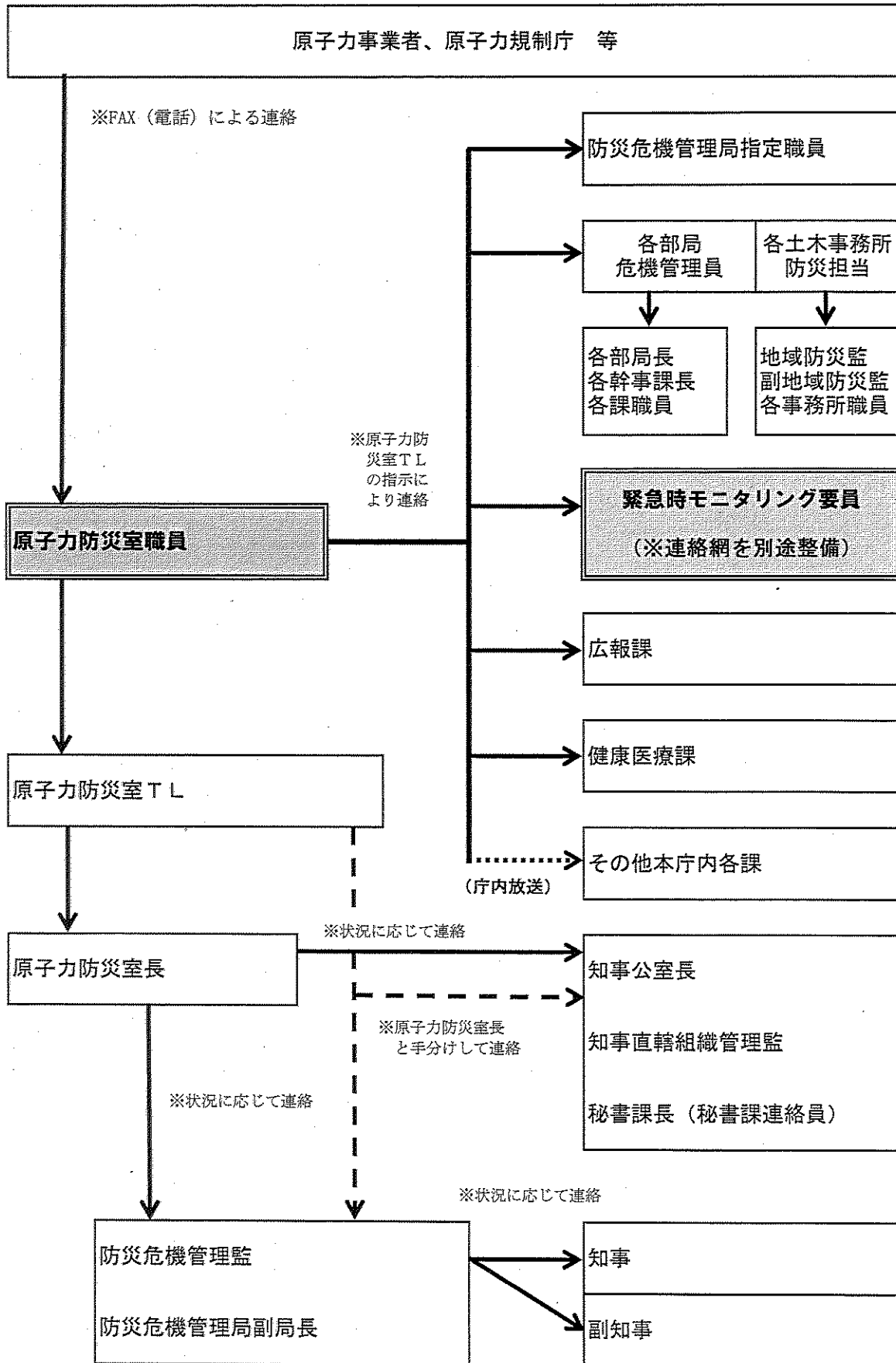
平常時		・各システム、資機材等メンテナンス			
トラブル発生		(通常体制)			・情報収集、伝達
事態情報収集		・要員参集 ・警戒配備体制 (防災危機管理局警戒2号体制対応班)			
警戒事態		・要員参集 ・災害警戒本部設置 ・災害警戒地方本部設置	・要員参集 ・緊急時モニタリング本部の設置 ・平常時モニタリングの強化 (空間放射線量率測定)		・現地警戒本部設置
緊急施設敷地事態	原災法10条通報	・要員参集 ・災害対策本部設置 ・災害対策地方本部設置	・(国) 緊急時モニタリングセンターへの職員派遣 ・緊急時モニタリングの実施 (空間放射線量率測定)	・現地対策本部設置 ・現地事故対策連絡会議の開催	・緊急時モニタリングセンター設置 ・緊急時モニタリングの実施
全面緊急事態	原災法15条該当事象発生	・対策拠点施設 (オフサイトセンター) への職員派遣		・現地対策本部設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催	
	原子力緊急事態宣言	・30km圏内屋内退避			
	炉心損傷等の通報				
	放射性物質の放出	【OIL2超】 ・一時移転 (1週間程度内) ・地域生産物の摂取制限 【OIL1超】 ・即時避難	【0.5μSv/h超】 ・飲食物中の放射性核種濃度測定		
	放射性物質放出の停止	・緊急被ばく医療			
	原子力緊急事態解除宣言	【OIL6超過】 ・飲食物摂取制限、出荷制限			



# 勤務時間外における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ

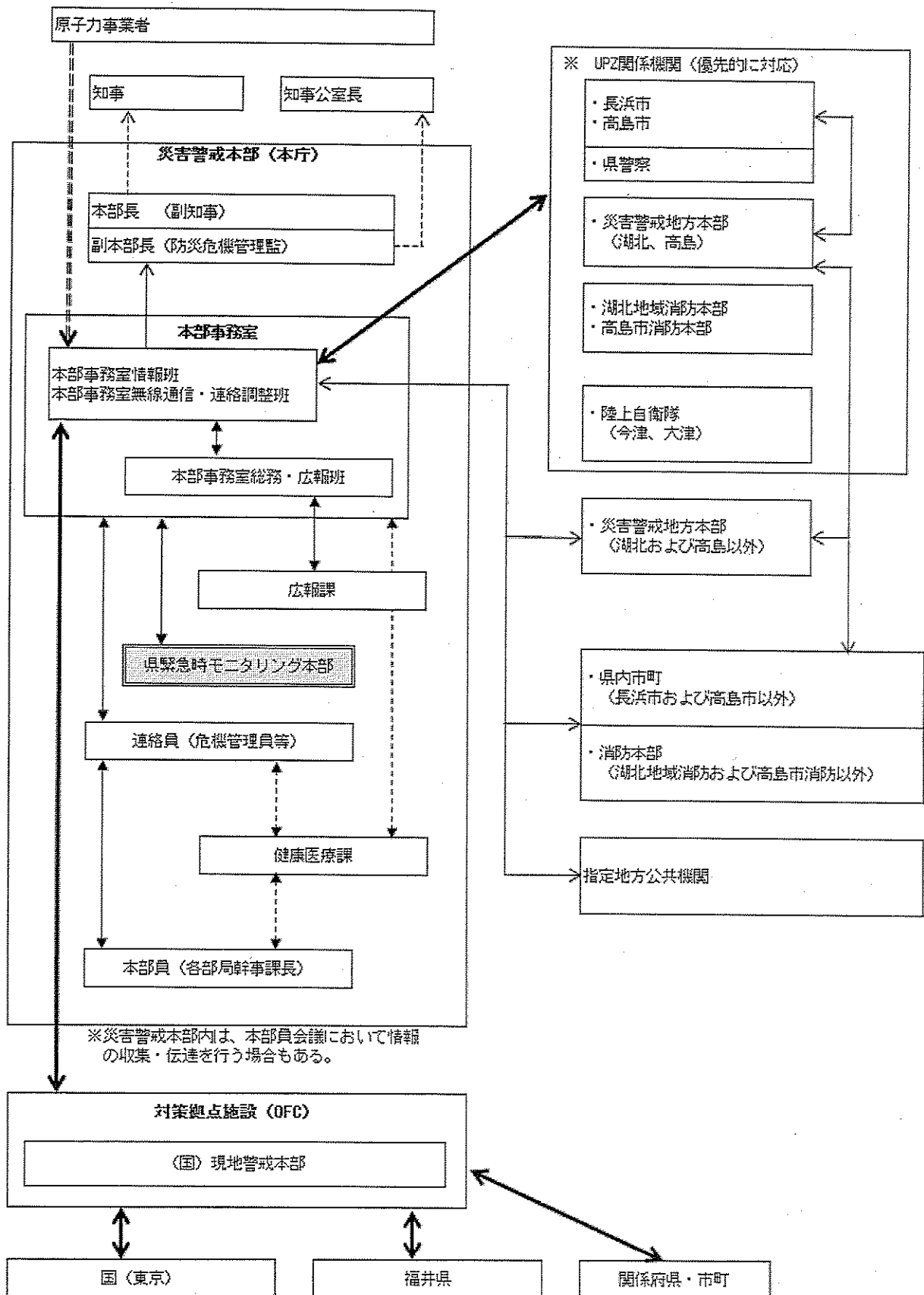


## 勤務時間内における第1報受信後の庁内緊急連絡の流れ



# 県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害警戒本部設置後>

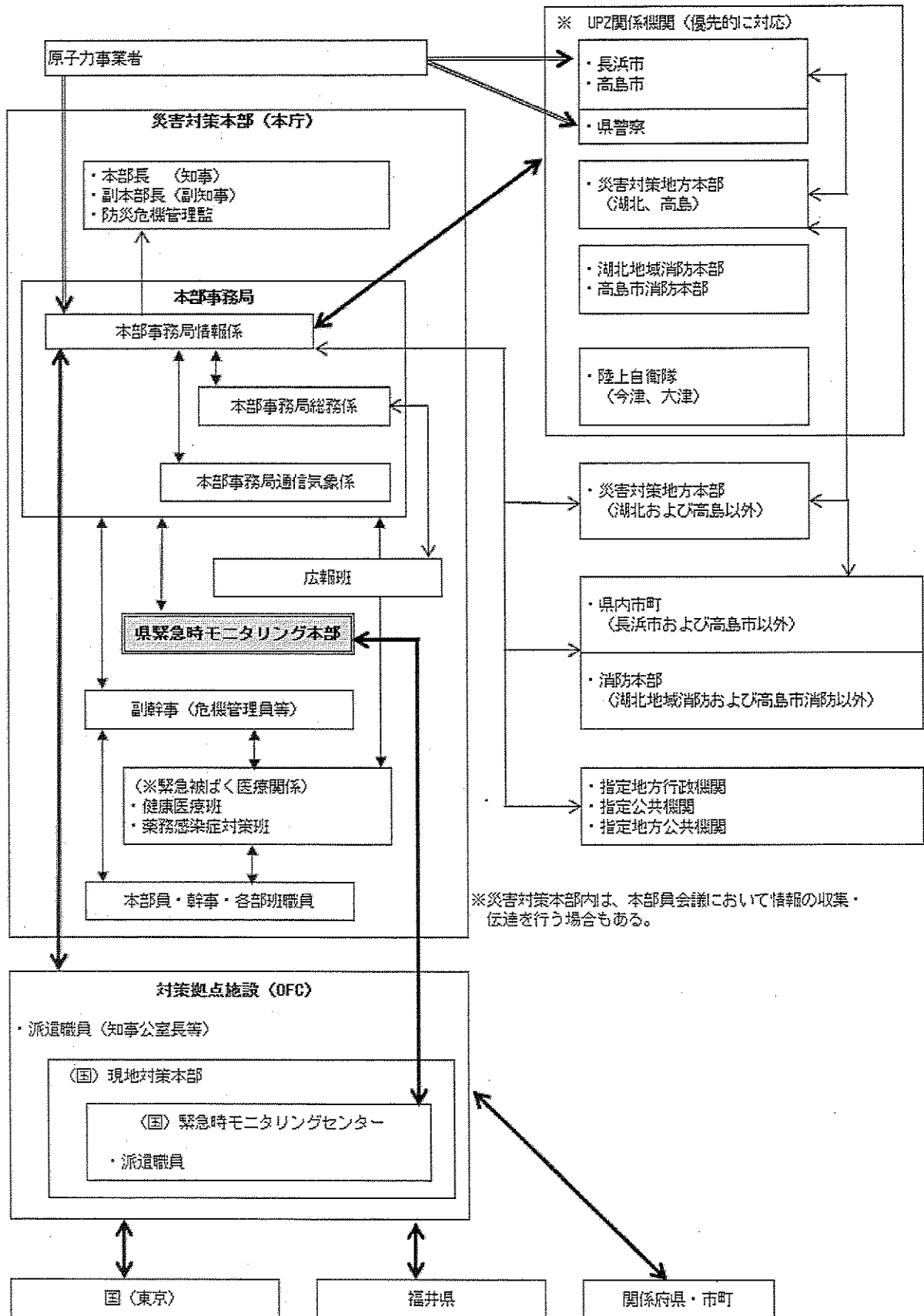
## 【警戒事態】



県組織内および防災関係機関との情報収集伝達の流れ<災害対策本部設置後>

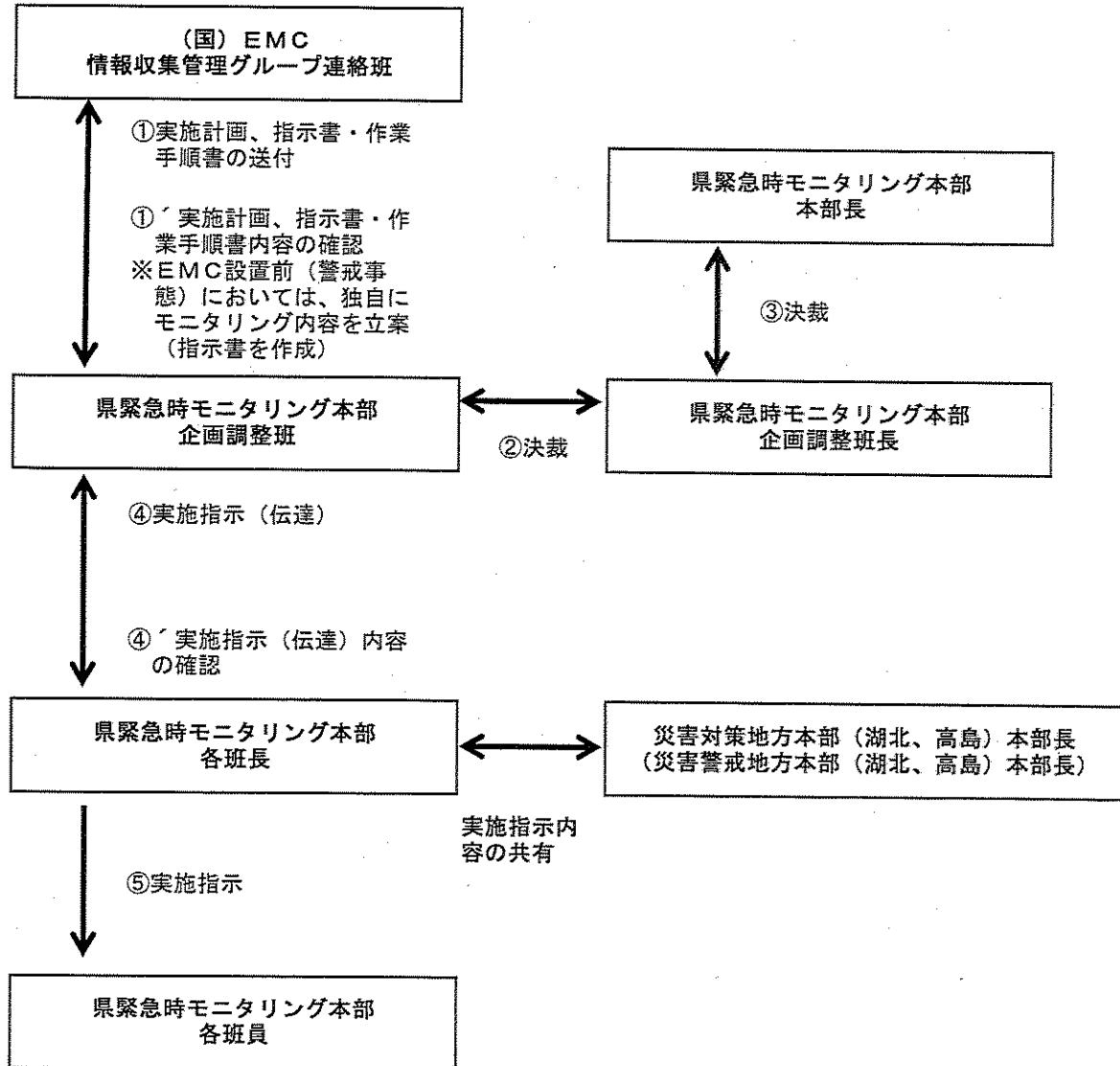
【施設敷地緊急事態】

【全面緊急事態】

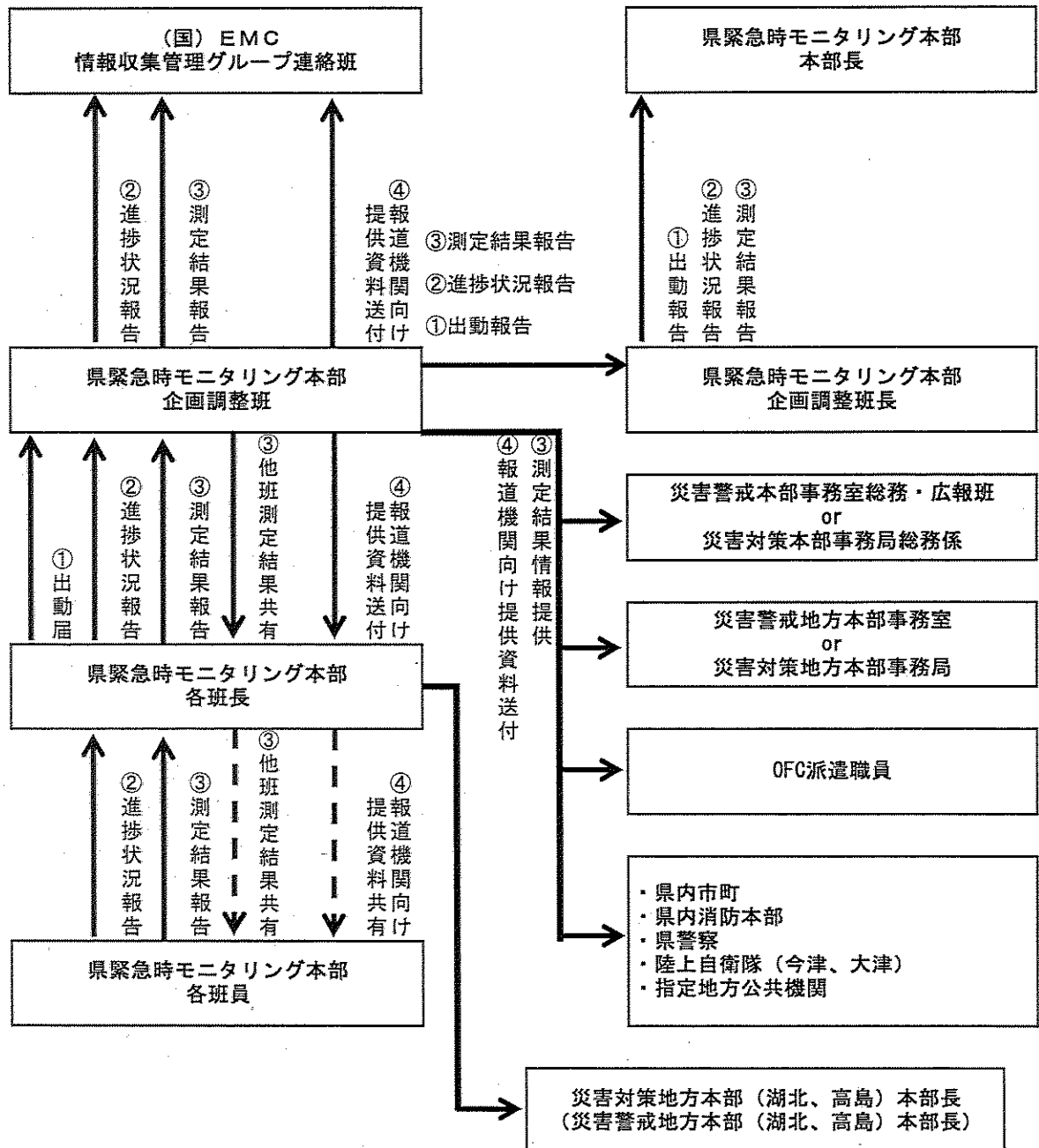


## 県緊急時モニタリング本部における連絡の流れ

### 【 モニタリング内容の指示（伝達） 】



【 各種報告等 】

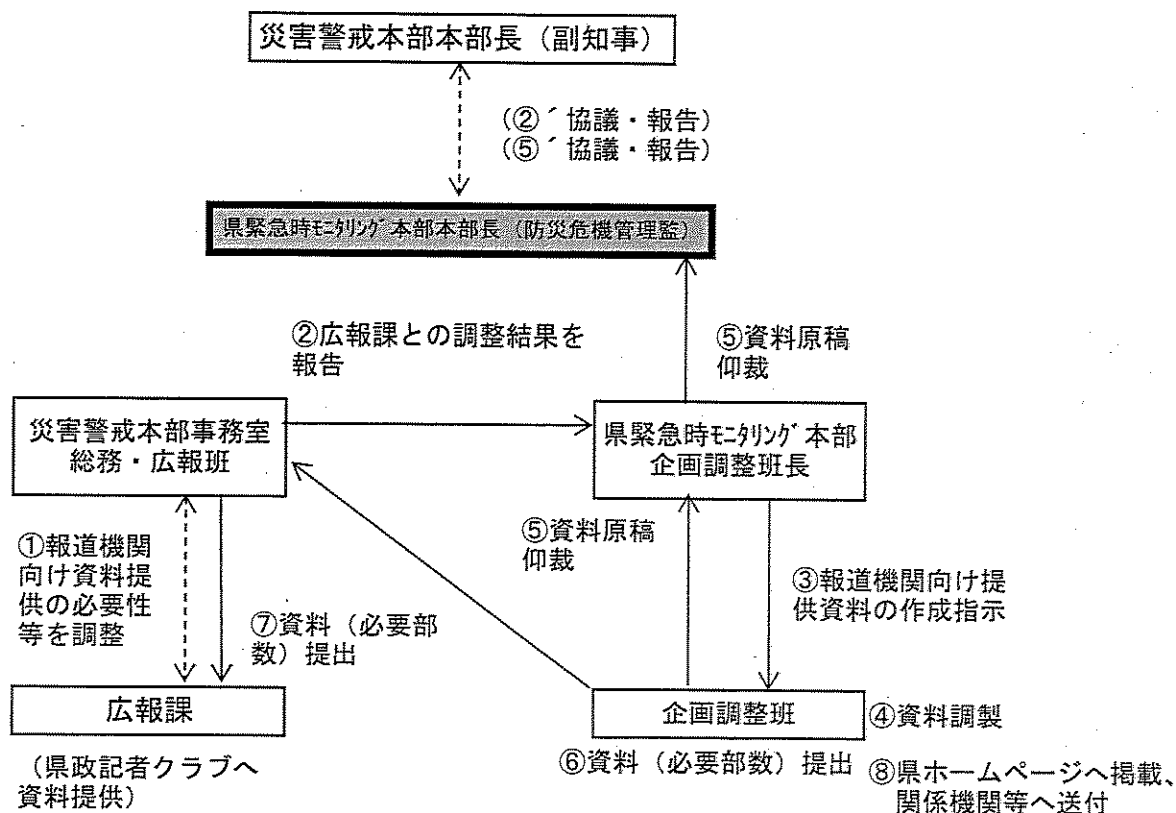


②進捗状況報告

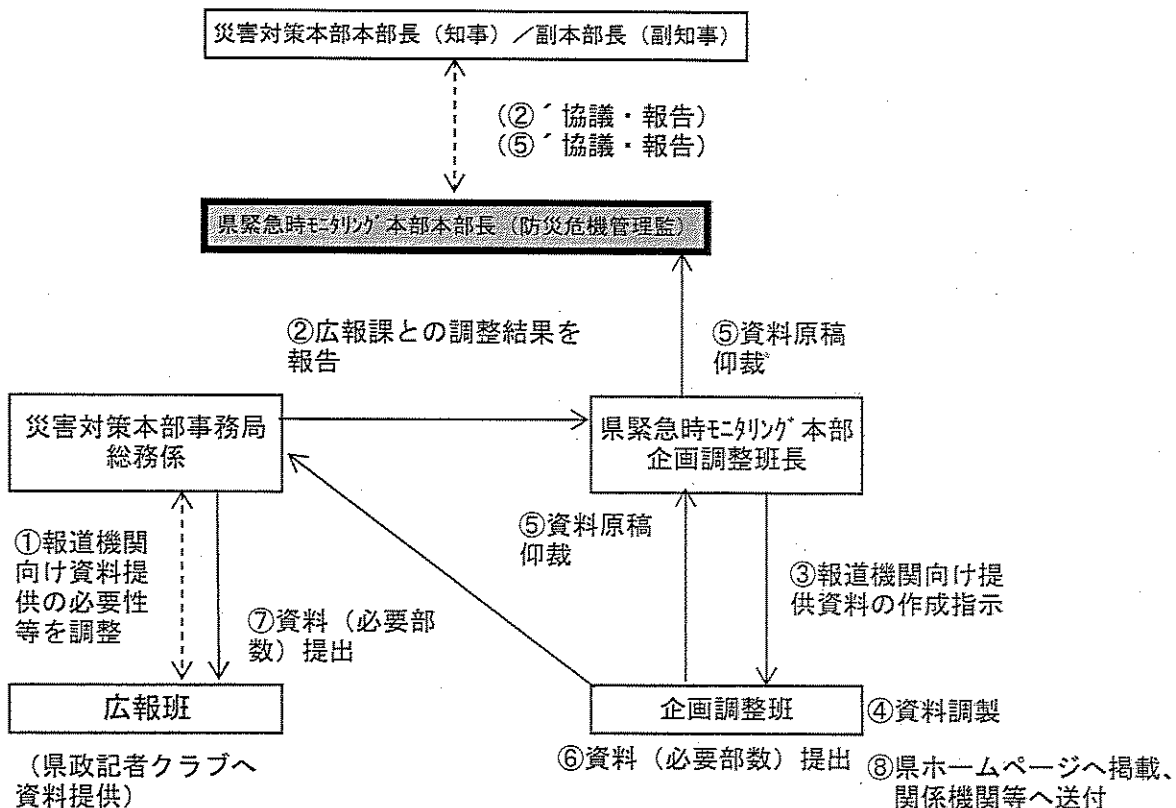
③測定結果報告

【 報道機関向け資料提供の流れ 】

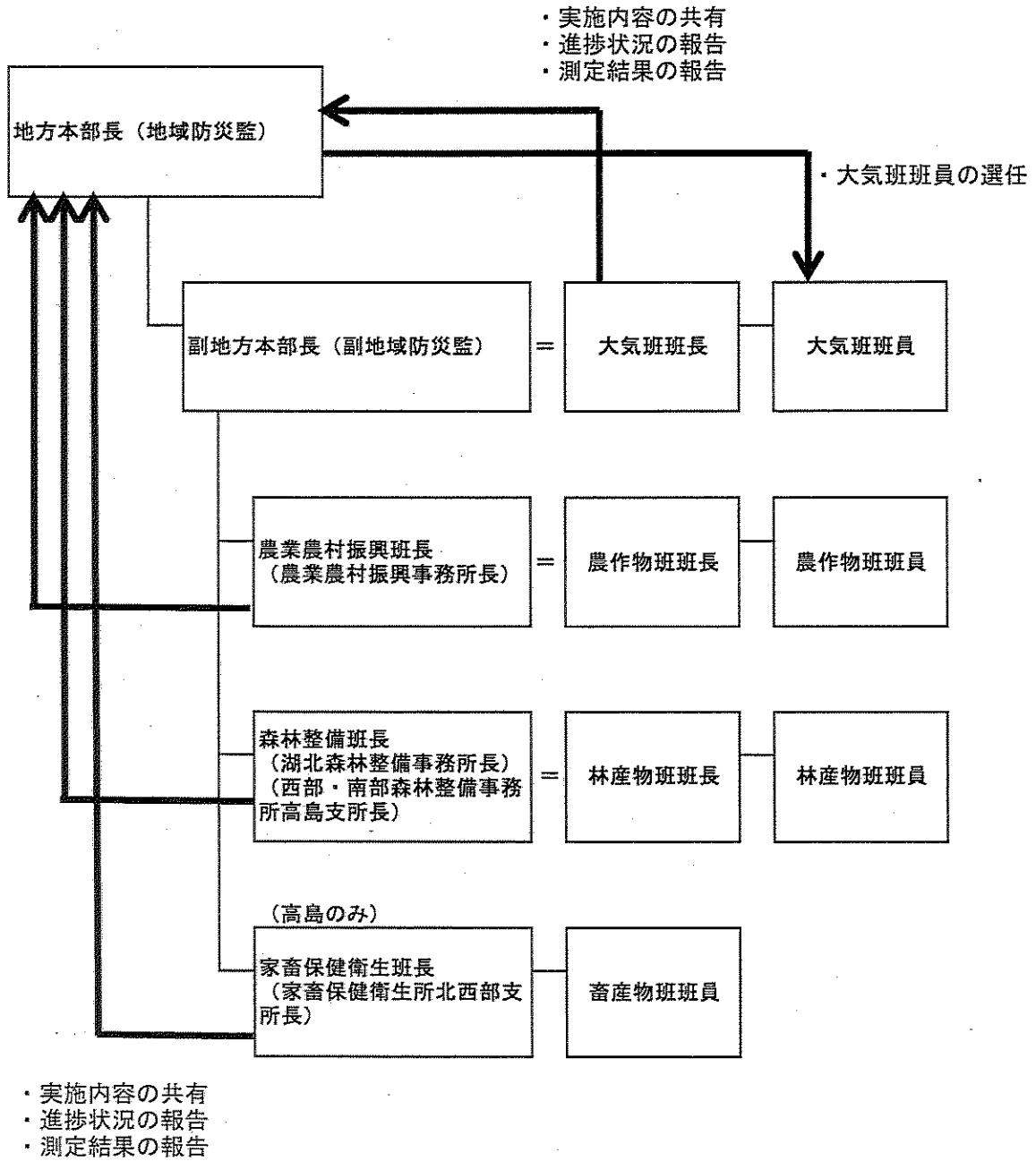
◎災害警戒本部設置時（警戒事態）



◎災害対策本部設置時（施設敷地緊急事態／全面緊急事態）



## 地方本部（湖北、高島）内 関係図





## ■宿日直者

[勤務時間外に、原子力災害情報を受信]

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表
宿日直者	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第一報を認知（FAXについては、守衛室にて受信）</li> <li>○防災危機管理局連絡員へ連絡</li> <li>○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、防災危機管理局警戒2号体制対応班員を招集</li> </ul>
	事警 態戒	○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、災害警戒本部および県緊急時モニタリング本部要員を招集
	急施 事設 態敷 以地 降緊	○防災危機管理局連絡員からの指示に基づき、災害対策本部および県緊急時モニタリング本部要員を招集

## ■防災危機管理局原子力防災室

### ①勤務時間外

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
防災危機管理局 原子力防災室	情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡員が宿日直者から第一報に係る連絡を受信</li> <li>○連絡員は、宿日直者に対し、防災危機管理局2号体制対応班員の招集を指示</li> <li>○連絡員は、原子力防災室チームリーダーおよび専門職員に出勤を指示</li> </ul>	◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応
	警 戒 事 態	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡員は、宿日直者に対し、災害警戒本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示</li> <li>○連絡員は、原子力防災室全職員に出勤を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡）</li> </ul>	
	事施 態設 以敷 降地 緊急	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡員は、宿日直者に対し、災害対策本部および県緊急時モニタリング本部要員（原子力防災室職員を除く。）の招集を指示</li> <li>○連絡員は、原子力防災室全職員に出勤を指示（必要に応じて、その他指示事項を連絡）</li> </ul>	
※ その他具体的活動内容は、以下の「②勤務時間内」による。			

②勤務時間内

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
防災危機管理局 原子力防災室	事態発生前	◎◎各システム等を管理（メンテナンスを実施）	◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認
	警戒2号体制対応班、災害警戒本部事務室、災害対策本部事務局設置後は合流	◎第一報を認知	
	警戒事態以降	◎県緊急時モニタリング本部を設置 ◎県緊急時モニタリング本部要員を招集	◎固定観測局による空間放射線量率の監視を強化 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認

■広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	
広報課		①勤務時間外	②勤務時間内外共通
		情報収集事態	◎広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ◎広報課連絡員は、当番職員へ出勤を指示 ◎当番職員参集（2名）
	警戒事態	◎広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信 ◎広報課連絡員は、管理監、報道担当グループリーダー、当番職員へ連絡 ◎要員参集（管理監、報道担当グループリーダー、当番職員計3名）	

■ 広報課（災害対策本部広報班）

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表	
災害対策本部 広報班		①勤務時間外	②勤務時間内外共通
	施設敷地緊急事態以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報課連絡員が防災危機管理局連絡員から連絡を受信</li> <li>○広報課連絡員は、広報課全職員に出勤を指示</li> <li>○要員参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部事務局総務係と連携し、問合せ専用窓口を設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ専用電話番号指定</li> <li>・問合せ対応担当者を配置</li> </ul> </li> <li>○災害対策本部事務局および県緊急時モニタリング本部と連携し、広報班長による記者会見（記者説明）を実施                      【想定される開催のタイミング】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回本部員会議終了後</li> <li>・以降、定時に開催（例えば1時間おき）し、記者に対し直近の情報を提供することが考えられる。</li> <li>・また、事態の状況が大きく変化したときや、防護措置に係る決定等を行ったときなどに臨時に開催することが考えられる。</li> </ul> </li> </ul>

## 情報収集事態

### ■防災危機管理局警戒2号体制対応班

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
<b>●総務・広報班</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     情報・連絡調整班、広報課と連携                 </div>	情報収集事態	○随時、広報課と連絡調整 ・報道発表資料提供 ・SNSによる発信文 ・県ホームページへの情報の掲載  ○情報・連絡調整班作成の報道発表資料をセット、広報課へ提出  ○報道機関、県民等からの問合せに対応	◎随時、情報連絡調整班と固定観測局による空間放射線量率の測定結果を共有
	事警戒	○県緊急時モニタリング本部を設置 ○県緊急時モニタリング本部要員を招集	

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
<b>●情報・連絡調整班</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     総務・広報班と連携                 </div>	情報収集事態	○状況に応じて、報道発表資料を調製（警戒2体制対応班班長決裁後、総務・広報班を通じて広報課へ提出） →県ホームページへ掲載 →庁内各部局、土木事務所へ送付 →関係機関へ送付	◎固定観測局による空間放射線量率の監視を強化 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認
	事警戒	○県緊急時モニタリング本部を設置 ○県緊急時モニタリング本部要員を招集	

# 警戒事態以降

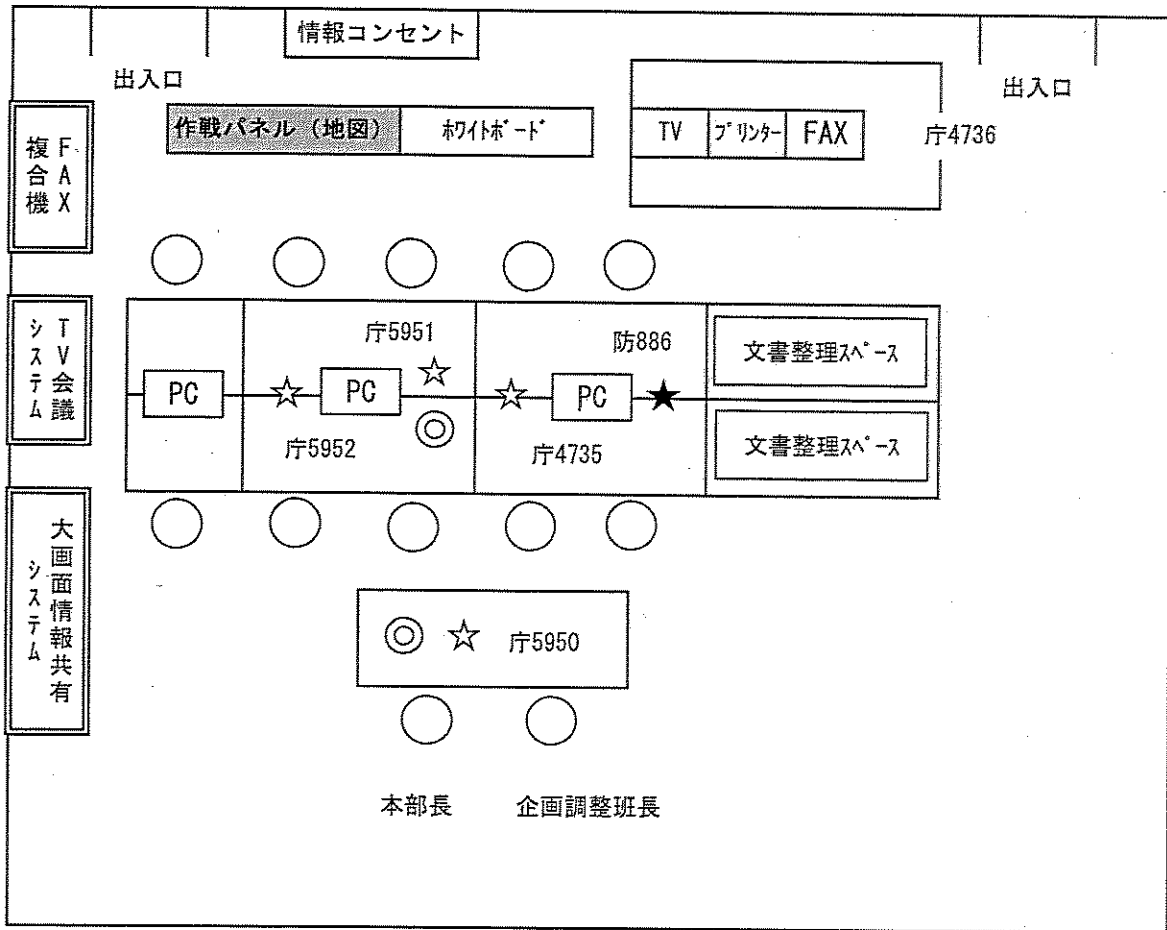
## ■県緊急時モニタリング本部

[警戒事態【フェーズ2】以降]

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
<p>●企画調整班 ＜本館2階第1委員会室＞</p> <p>災害警戒本部事務室、 県緊急時モニタリング本部大気班と連携</p>	警戒事態	<p>○県緊急時モニタリング本部を設置</p> <p>○委員参集（確保）</p> <p>○活動体制を整備 ・第1委員会室整備（レイアウト変更、PC、LANケーブル、プリンタ、文書整理箱等活動資材配備等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【今後、国において本県に配備予定の資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（IPまたは固定）電話 2台</li> <li>・TV会議システム端末 1台</li> <li>・複合機（FAX機能付） 1台</li> <li>・情報共有システム端末 3台 等</li> </ul> </div> <p>○モニタリング実施内容の検討および指示 （警察本部および道路課（班）に道路状況等を確認）</p> <p>○測定結果を集約・整理 →県緊急時モニタリング本部長へ報告 ※県緊急時モニタリング本部長は、災害警戒本部本部員会議に出席し、求めに応じ県内にモニタリング結果を会議にて報告 →災害警戒本部事務室と情報共有 →災害警戒地方本部事務室と情報共有</p> <p>○モニタリング結果に係る報道発表資料を調製（県緊急時モニタリング本部本部長決裁後、必要部数を準備し、災害警戒本部事務室総務・広報班へ提出。広報課へは同班から提出。） →県ホームページへ掲載 →災害警戒本部事務室、災害警戒地方本部事務室、県緊急時モニタリング本部各班へ送付 →関係機関へ送付</p>	<p>◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認</p> <p>◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応</p>
<p>（国）緊急時モニタリングセンター、災害対策本部事務局、県緊急時モニタリング本部各班と連携</p>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>全面緊急事態</p>	<p style="text-align: center;"><b>（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）設置</b></p> <p>○（国）緊急時モニタリングセンター（EMC）へ職員を派遣</p> <p>○EMCと連絡調整 ・実施計画、指示書、作業手順書の内容の調整、確認等</p> <p>○EMCから提示された実施計画、指示書および作業手順書に基づき、各班へ測定、環境試料採取および分析の実施を指示 ※ プラント情報、気象情報、活動地域の空間放射線量率等の情報を併せて連絡 ※ 分析班に対しては、指示書に従って、環境試料の分析の優先順位を明確に指示</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外で活動する要員に対し、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。</li> <li>■また、状況に応じ、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用指示、ならびに安定ヨウ素剤の携行指示を徹底すること。</li> </ul> </div>	<p>◎大気中放射性物質拡散予測結果を受信</p> <p>◎固定観測局による空間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタリングシステム、原子力規制庁ホームページにより測定結果を確認</p> <p>◎固定観測局について、システムから異常発生通報を受信した場合、保守業者と直ちに連絡調整し、復旧対応</p>

担当	区分	◎企画調整、結果集約・公表	◎空間放射線量率測定
<p>●企画調整班 ＜本館2階第1 委員会室＞</p> <p>(国) 緊急 時モニタ リングセン ター、災害 対策本部事 務局、県緊 急時モニタ リング本部 各班と連携</p>		<p>○環境試料の採取および分析の進捗状況を確認 →随時、EMCへ状況を報告 ※状況によっては、EMCに対し分析場所の追加確保を依頼</p> <p>○状況に応じて、屋外で活動する要員に対し、緊急時モニ タリング活動からの退避を指示</p> <p>○測定結果および関連情報を集約・整理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【緊急時モニタリングに伴う関連情報(例)】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 測定・試料採取・分析の日時</li> <li>② 測定・試料採取・分析の場所</li> <li>③ 測定・試料採取・分析の実施機関・実施者</li> <li>④ 測定・分析に使用した機器種類と機番</li> <li>⑤ 測定・試料採取・分析の方法</li> <li>⑥ 検出下限値</li> </ol> </div> <p>→県緊急時モニタリング本部長へ報告 ※県緊急時モニタリング本部長は、災害対策本部本部員 会議に出席し、求めに応じ県内にモニタリング結果を 会議にて報告 →EMCへ報告 →災害対策本部事務局と情報共有 →災害対策地方本部事務局と情報共有 →OFC派遣職員と情報共有</p> <p>○EMCから測定結果について再確認があった場合、各班へ再 確認依頼内容を伝達および再確認を指示</p> <p>○報道発表(内容)について、EMCと調整</p> <p>○モニタリング結果に係る報道発表資料を調製(県緊急時 モニタリング本部本部長決裁後、必要部数を準備し、災 害対策本部事務局総務係へ提出。広報課へは同係から提 出。) →県ホームページへ掲載 →災害対策本部事務局、災害対策地方本部事務局、県緊 急時モニタリング本部各班へ送付 →EMC派遣職員へ送付 →関係機関へ送付</p> <p>○モニタリング要員の被ばく線量を管理 ・各班から報告を受信、取りまとめ →県緊急時モニタリング本部長へ報告 →EMCへ報告</p> <p>○モニタリング要員および使用資機材の汚染管理 ・各班からの報告を受信、取りまとめ →県緊急時モニタリング本部長へ報告 →EMCへ報告</p>	<p>○大 気中放 射性物 質拡散 予測結 果を受 信</p> <p>◎固定観測局による空 間放射線量率を監視 ・環境放射線モニタ リングシステム、 原子力規制庁ホー ムページにより測 定結果を確認</p> <p>◎固定観測局につい て、システムから異 常発生通報を受信し た場合、保守業者と 直ちに連絡調整、 復旧対応</p>

【レイアウト例】



- PC ... パソコン
- ★ ... 防災電話
- ☆ ... 庁内電話
- ... 原子力規制庁整備システム (H26予定)
- ... 原子力規制庁整備IP-電話 (H26予定)

**作戦パネル(地図)** ... 緊急時モニタリングの結果を集約する中で、屋内退避の追加実施や、一時移転等の防護措置の範囲指定の検討に使用する。  
 移設可能であり、本部員会議開催時には、防災対策会議室へ移動させ使用するものとする。

防災電話 : 51-886  
 ダイヤルイン : 077-528-4735  
 庁内内線 : 4735、5950~5952  
 NTTFAX : 077-528-4736

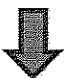
担当	区分	◎空間放射線量率測定	□積算線量測定	☆大気中放射性ヨウ素濃度測定
<b>●大気班</b> <b>【湖北担当】</b> <b>【高島担当】</b> <b>【水準ポスト担当】</b>	警戒事態	◎要員参集（確保）  ◎固定観測局（水準調査用）の稼働確認、可搬型モニタリングポスト、モニタリング車、サーベイメータ等資機材の準備および養生等を実施		
	施設敷地緊急事態	◎企画調整班からの指示に基づき、空間放射線量率の測定を実施 ・固定観測局（水準調査用）による空間放射線量率を監視 ・可搬型モニタリングポストを設置 ・モニタリング車による測定 ・サーベイメータによる測定 →各測定結果を企画調整班へ報告	□企画調整班からの指示に基づき、積算線量計の回収・再配置等を実施  □回収した積算線量計の指示値を確認し、企画調整班へ報告	
	全面緊急事態	※測定に係る以下の関連情報を併せて報告 ① 測定日時、天気 ② 測定場所（経度・緯度・標高等、住所、周囲状況（可能な限り写真による記録）） ③ 測定実施機関・測定者 ④ 測定に使用した機器種類と機番 ⑤ 測定方法（サーベイメータの向き、検出器地上高、走行ルート等）		☆企画調整班からの指示に基づき、可搬型ダストサンプラ（または、モニタリング車搭載の採取装置）により大気中の放射性ヨウ素濃度測定試料を採取 →採取試料を分析班へ搬送  ※採取に係る以下の関連情報を併せて提出 ① 採取地点の緯度・経度 ② 試料名 ③ 採取日時 ④ 採取量 ⑤ 採取方法 ⑥ 周囲状況（可能な限り写真による記録（採取地点および周辺について撮影（5～10枚程度）））
<b>&lt;留意事項&gt;</b> ■屋外で活動する要員は、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。 ■また、企画調整班からの指示に基づき、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用、ならびに安定ヨウ素剤の携行を徹底すること。 ※ 企画調整班からの指示がない場合でも、各班長または要員の判断で携行または着用すること。 ■屋外で活動する要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合には、速やかに緊急時モニタリング活動を中止し、退避すること。  ◎□☆企画調整班から緊急時モニタリングの活動からの退避が指示された場合、速やかに退避  ◎□☆モニタリング要員は、屋外での活動後、帰還時に、被ばく線量を確認・記録 →企画調整班へ報告  ◎□☆モニタリング要員および資機材等の汚染検査を実施し、記録 →結果を企画調整班へ報告				



担当	区分	◇環境試料中放射性物質濃度測定
<p>●琵琶湖水班</p> <p>●飲料水班 【市町等水道事業者担当】 【企業庁】</p> <p>●農作物班 【農作物総合調整担当】 【湖北担当】 【高島担当】</p> <p>●畜産物班</p> <p>●水産物班</p> <p>●林産物班 【湖北担当】 【高島担当】</p>	<p>全面緊急事態</p>	<p>◇要員参集（確保）</p> <p>◇活動準備（資材機材の確認および準備、資機材の養生等を実施）</p> <p>◇空間放射線量率が0.5 <math>\mu</math>Sv/h超の地域について、企画調整班を通じて示されたEMCからの指示書に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境試料を採取（入手）</li> <li>※採取（入手）後、容器等の上からGM管式サーベイメータにより簡易測定を実施し、記録</li> <li>※活動の進捗状況について、企画調整班および分析班へ随時連絡を実施</li> <li>・採取（入手）試料を分析班へ搬送</li> </ul> <div data-bbox="467 586 972 973" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※採取に係る以下の関連情報を併せて提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 採取地点の緯度・経度</li> <li>② 試料名</li> <li>③ 採取日時</li> <li>④ 採取量</li> <li>⑤ 採取方法</li> <li>⑥ 周囲状況（可能な限り写真による記録（採取地点および周辺について撮影（5～10枚程度））</li> </ol> </div> <div data-bbox="987 541 1372 984" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 飲料水（水道水）については、原則として以下により対応。</p> <p>ただし、企画調整班において優先順位に留意する。</p> <p>【市町等水道事業者担当】 「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）に基づき対応</p> <p>【企業庁】 企業庁が別に定めるところによる。</p> </div> <div data-bbox="446 995 1372 1271" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■屋外で活動する要員は、個人被ばく線量計の携行を徹底すること。</li> <li>■また、企画調整班からの指示に基づき、防護服および防護マスク（全面マスク）の携行または着用、ならびに安定ヨウ素剤の携行を徹底すること。</li> <li>※ 企画調整班からの指示がない場合でも、各班長または要員の判断で携行または着用すること。</li> <li>■屋外で活動する要員自身が安全の確保が難しいと判断した場合には、速やかに緊急時モニタリング活動を中止し、退避すること。</li> </ul> </div> <p>◇企画調整班から緊急時モニタリングの活動からの退避が指示された場合、速やかに退避</p> <p>◇モニタリング要員は、屋外での活動後、帰還時に、被ばく線量を確認・記録 →企画調整班へ報告</p> <p>◇屋外で活動したモニタリング要員および使用資機材の汚染検査を実施し、記録 →企画調整班へ報告</p>

「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）の概要

① 簡易測定器（NaIシンチレーションスペクトロメータ）で摂取制限の基準値未満であることを判断



② 指標値超過のおそれがあれば、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施

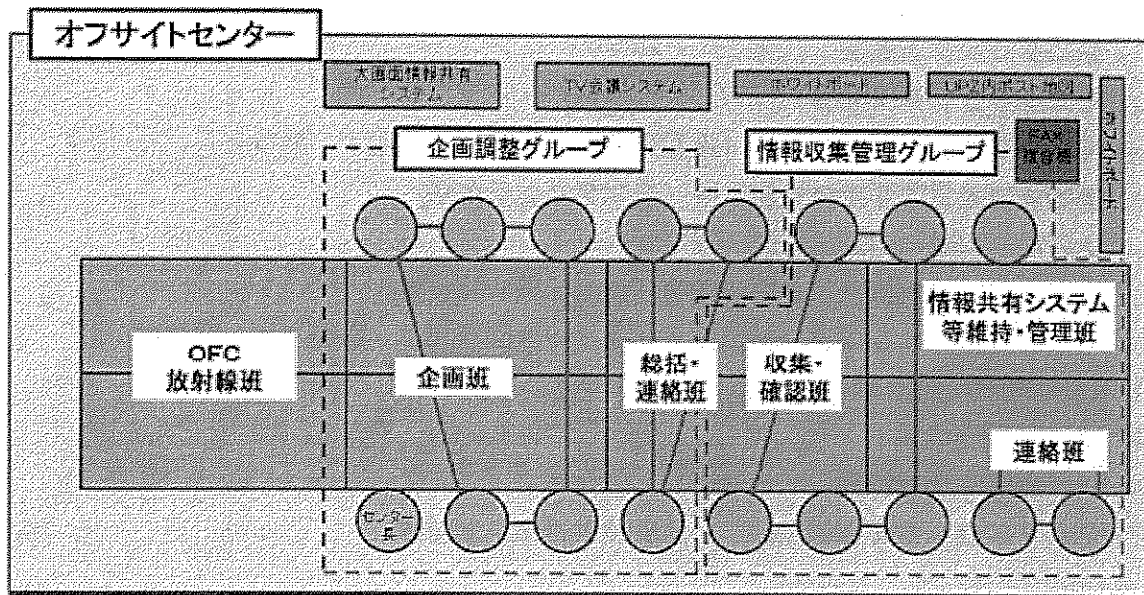
担当	区分	◇環境試料中放射性物質濃度測定
●分析班 ＜衛生科学センター＞	全面緊急事態	<p>☆要員参集（確保）</p> <p>☆活動準備（分析資機材を準備、作業場所および測定器等の養生を施行）</p> <p>☆企画調整班からの指示に基づき、各班から搬入された環境試料中の放射性物質を分析（ゲルマニウム半導体検出器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採取試料の前処理を実施</li> <li>・採取試料の分析を実施</li> </ul> <p>＜前処理・分析方法＞ 企画調整班を通じて特別の指示がない限り、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省編「ゲルマニウム半導体検出器等を用いる機器分析のための試料の前処理法（昭和57年）に準拠</li> <li>・文部科学省編「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリ」（平成4年改訂）に準拠</li> </ul> <p>※飲料水（水道水）については、原則として以下により対応。 ただし、企画調整班において優先順位に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①【市町担当】（対市町水道事業者） 「滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領」（平成25年3月策定）に基づき対応</li> <li>②企業庁 企業庁が別に定めるところによる。</li> </ol> <p>☆分析結果および分析の進捗状況を企画調整班へ報告</p> <p>※分析に係る以下の関連情報を併せて報告</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 環境試料採取記録票</li> <li>② 分析日時</li> <li>③ 試料採取場所（緯度・経度・標高）</li> <li>④ 分析実施機関・分析者</li> <li>⑤ 分析に使用した機器種類と機番等</li> </ol> <p>☆分析の進捗状況を企画調整班へ随時連絡</p> <p>☆採取試料を保管</p>

＜＜飲食物に係る防護措置基準（原子力災害対策指針 OIL6 関係）＞＞

基準の種類	基準の概要	初期値の設定 （緊急事態当初に用いるOILの値。地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。）	防護措置の概要		
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。		
飲食物摂取制限 OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	↓ 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。		
		放射性ヨウ素		飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性セシウム		300Bq/kg	2,000Bq/kg
		プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種		200Bq/kg	500Bq/kg
		ウラン	1Bq/kg	10Bq/kg	
			20Bq/kg	100Bq/kg	

担当	区分	○企画調整、結果集約・公表
●EMC派遣職員  <各対策拠点施設 (OFC) >	事 警 態 戒	○国からの要請に基づき、EMCが設置されるOFCへの移動を準備し、待機
	施 設 敷 地 緊 急 事 態 以 降	<p>○国からの連絡に基づき、EMCが設置されるOFCへ移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、公用車による移動</li> <li>・防護服セット、全面マスク、個人被ばく線量計、デジタルカメラ等を携行</li> </ul> <p>○EMC企画調整グループ企画班に参画</p> <p>○ERCが関係府県の緊急時モニタリング計画および同実施要領を基に作成した緊急時モニタリング実施計画案について、現地状況等を踏まえ修正</p> <p>○ERCから送付された緊急時モニタリング計画に沿って緊急時モニタリングの具体的な内容を検討。指示書および作業手順書（地点詳細図、測定・採取方法等を記載）を作成（滋賀県内における緊急時モニタリングについて担当することとなる。）</p> <p>○事故の進展により、モニタリング内容等の見直しが必要となった場合、現地の立場からERCに必要な事項を提案。また、ERCが緊急時モニタリング実施計画の見直しを実施する際に、必要な知見等を提案</p> <p>○緊急時モニタリングの実施に要員、資機材等が不足しているまたは不足が見込まれる場合は、要員および資機材の追加動員のリストを作成</p>

【 EMC内のレイアウトの例 】



- ・ EMCセンター長 : 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室長
- ・ 企画調整グループ長 : 原子力規制庁地方放射線モニタリング対策官事務所長
- ・ 企画調整グループ : 7名程度
- ・ 情報収集管理グループ : 8名程度

◎各種様式等

A. 資機材メンテナンス関係

- ① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

B. 情報受発信関係

- ① FAX・電話等連絡票【受信用】  
② FAX・電話等連絡票【発信用】  
③ ○○発電所に係る異常事象対応 時系列  
④ 報道機関向け提供資料文例 (異常値観測なし)  
⑤ 報道機関向け提供資料文例 (異常値観測)

C. モニタリング指示関係

- ① 固定観測局等データ監視 実施指示書  
② 可搬型モニタリングポスト (設置・測定・撤収) 実施指示書  
③ モニタリング車による測定 実施指示書  
④ サーベイメータによる測定 実施指示書  
⑤ 積算線量計 (設置・回収・測定) 実施指示書  
⑥ 可搬型ダストサンプラ (設置・フィルタ回収・撤収) 実施指示書  
⑦ 環境試料採取 実施指示書  
⑧ ゲルマニウム半導体検出器による環境試料測定 実施指示書

D. モニタリング活動報告関係

- ① モニタリング出動届  
② モニタリング車出動届  
③ 可搬型モニタリングポスト (設置完了・測定値・撤収完了) 報告書  
④ 空間放射線量率測定結果記録票 (モニタリング車用)  
⑤ 空間放射線量率測定結果記録票 (サーベイメータ用)  
⑥ 積算線量計 (設置完了・回収完了・測定結果) 報告書  
⑦ 可搬型ダストサンプラ (設置完了・フィルタ回収完了・撤収完了) 報告書  
⑧ 環境試料採取記録票  
⑨ 環境試料ラベル  
⑩ 簡易測定結果記録票  
⑪ ゲルマニウム半導体検出器による各種分析結果記録票

E. モニタリング要員管理関係

- ① 個人被ばく管理票  
② 汚染検査結果票 (個人)  
③ 汚染検査結果票 (資機材等)

F. その他

- ① 緊急時モニタリング活動車 証明書

## A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置	
1	環境放射線モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕	
2	水準調査用モニタリングシステム ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(測定値)	既定性能あれば可	否は修繕	
3	モニタリング情報共有システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能	毎日	目視(画面表示)	既定性能あれば可	否は修繕	
4	原子防災ネットワークシステム						
	①TV会議システム ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	汚れ	半年	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト(通信)	既定性能あれば可	否は修繕	
	②IP-電話 ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
	③IP-FAX ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
	④ノートPC ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
5	モニタリング車 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	自動車部	汚れ	1月	目視	大きな汚れがないこと	洗浄
			破損		目視	使用の可否	否は修繕
			性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
	測定部	汚れ	1月	目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕	
6	可搬型モニタリングポスト ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充	
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄	
		破損		目視	使用の可否	否は修繕	
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕	

## A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置
7	積算線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		引き上げ(データ読取)	既定性能あれば可	否は修繕
8	①電離箱式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	②NaIシンチレーション式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	③GM管式 ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	④簡易サーベイメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
	⑤放射線量率データホルダ ※定期的に、詳細な点検校正が必要(外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
9	可搬型ダストサンプラ ※定期的に、詳細な点検が必要(外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
		汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
		破損		目視	使用の可否	否は修繕
		性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕

## A-① 原子力防災対策に係る主な資機材等 (日常的) 点検項目例

※各資機材配備場所の職員が実施するものとする。

No.	点検資機材等	点検項目	周期	点検方法	判定基準	処置	
10	放射線核種分析装置	①ガンマ線核種分析装置 (ゲルマニウム半導体検出器) ※定期的に、詳細な点検校正が必要 (外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
			汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
			破損		目視	使用の可否	否は修繕
			性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
		②NaIシンチレーションスペクトロメータ ※定期的に、詳細な点検校正が必要 (外部発注)。	数量	四半期	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
			汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
			破損		目視	使用の可否	否は修繕
			性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
11	防護資機材	①個人被ばく線量計 ※定期的に、詳細な点検校正が必要 (外部発注)。	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
			汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
			破損		目視	使用の可否	否は修繕
			性能		テスト	既定性能あれば可	否は修繕
			予備電池の有無		有無確認	予備があれば可	否は補充
		②全面マスク	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	否は補充
			汚れ		目視	汚れていないこと	ふき取り清浄
			破損		目視	使用の可否	否は修繕
		③全面マスク用吸収缶	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
			有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充
		④防護服セット	数量	半年	実数確認	既定数量があれば可	不足は補充
			有効期限		有効期限チェック	期限まで6か月あれば可	否は補充





# 【 発 信 用 】

## B-② FAX・電話等連絡票

No. ー

日 時	平成 年( 年) 月 日 時 分	発 信 ・ 受 信
発信者 (班 名) (電話番号) (担当者名)	滋賀県緊急時モニタリング本部 班 ( ) ( )	送信先 受信者
項 目	① 報告・通知                      ② 要請                      ③ 照会・回答 ④ その他( )	
件 名		
内 容	<div style="border: 1px dashed black; height: 400px; width: 100%;"></div>	

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

